

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第 号）の施行に伴い、及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二條第二項、第四十二條の二第二項、第四十三條第二項及び第四十三條の二の三第二項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三百三十五條第五項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者、海外投資家等特例業務届出者、登録金融機関及び高速取引行為並びに権限として次のように定める。</p> <p>（金融商品取引業者等）</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令第四十二條第二項及び第四十二條の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一〇百二十 略」</p> <p>百二十一 海外投資家等特例業務届出者（その本店等（金融商品取引法施行令第四十二條第一項に規定する本店等をいう。）の所在地を管轄する財務局長が関東財務局長である者を除く。）</p>	<p>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二條第二項、第四十二條の二第二項及び第四十三條第二項並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三百三十五條第五項の規定に基づき、金融庁長官の指定する金融商品取引業者及び登録金融機関並びに権限として次のように定め、平成十九年九月三十日から適用する。</p> <p>（金融商品取引業者等）</p> <p>第一条 金融商品取引法施行令第四十二條第二項及び第四十二條の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者は、次に掲げる者とする。</p> <p>「一〇百二十 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	